

上流域（県管理区間）に関する経緯と主な意見

これまでの委員会の「委員会の進め方」の議論の中で、上流域（県管理区間）に関する要望及び河川管理者の回答、決議事項は以下のとおりです。

1. 第 2 回委員会（平成 15 年 6 月 17 日開催）

【委員からの意見・要望（抜粋）】

- ・ 中・下流域の整備計画を立てるにあたって、源流、上流域のあり方がきわめて重要な関連性を持っており、県の管理区間を含めた流域全体の現状と今後の整備計画について、資料を提示してほしい。
- ・ 具体的な河川整備計画の対象は下流の直轄管理区間なので、その区間の実情を正しく認識することが委員会として基本となる任務である。しかしながら、対象区間の姿がその背後の流域の特性によって強く支配されてきていることも事実なので、委員会の視野は流域全体についても広げられておくべきで、直轄管理区間だけでなく、上流域の現地調査も必要であり、同時に、その流域にある河川の管理者である県にお願いし、その整備計画についても説明をして頂きたい。
- ・ 全委員で円山川全流域をある程度共通認識して、その中で下流域の治水対策、環境対策を考える。委員会では国・県・市町の枠にとらわれずに議論すべきと考える。
- ・ 上流域を含む全体像を理解した上で問題点はどこにあるのか考える必要がある。
- ・ それぞれの機関で最善と思われる計画を検討していると思うので、本委員会が対象とする範囲は、事務局の守備範囲でいいと思う。しかし、直轄管理区間は下流域なので、上流域の計画等の情報があれば、紹介してほしい。

（アンケート結果を含む）

【河川管理者の回答】

- ・ 持っている資料で要望のある内容のものについては、すべて提示していきたい。県等の資料についても、調整する中で対応していきたい。

【決議事項等】

上流域（県管理区間）に関する決議事項はなかったが、進め方として、円山川の現状を理解するにあたって、県管理区間も考えていく方向が示された。

2. 第3回委員会（平成15年7月3日開催）

【河川管理者の回答】

委員からの上流域（県管理区間）に対する要望に関して、河川管理者より以下の回答があった。

- ・ 上流部を含めた現在の計画についてだが、上流部については県管理の部分が相当数あり、その区間についても、現在、兵庫県の方と調整しているので、今後の委員会の中で説明させていただく方向で考えていきたいと思っている。

【その他】

参考資料として、国交省のパンフと一緒に、県のパンフレットを配布させていただいた。（つくり・まもり・そだてる南但馬、-おしえて・あのね-円山川の旅、但馬・トンネルと橋の物語）

3. 第4回委員会（平成15年7月15日開催）

【決議事項等】

第4回委員会では、「第5回以降の流域委員会の進め方」において、今後のスケジュールについて了承された。上流域に関する決議事項は以下のとおり。

- ・ 上流部の県区間の視察については、第6回委員会以降に直轄区間の場合と同様の方法で実施する。

4. 第5回委員会（平成15年9月17日開催）

第5回委員会の前に、これまでの現地視察に関する感想、今後の委員会の進め方、県管理区間とその流域の現地視察について、現地視察ルートマップの作成という設問でアンケートを実施した。県管理区間とその流域の現地視察についての詳しい質問は以下のとおり。

「県管理区間とその流域の現地視察について」

上流部の県区間の視察については、第6回委員会以降に直轄区間の場合と同様の方法で実施するものとされています。しかしながら、広い区域に亘りますので、時間的・費用的な面を考慮しますと、今後の委員会の中で地点を絞っていかざるを得ないと考えられます。直轄管理区間の整備計画原案について意見を述べるという本委員会の目的を考慮した上で、流域委員会として視察すべき地点についてご意見をお願いします。

- 1) 上流部の県区間の視察において委員として視察すべき具体的な地点と推薦理由をお教え下さい。
- 2) 情報提供して頂ける人の推薦等、情報の共有化に向けた有用な事項をお教え下さい。
- 3) 上流域（県管理区間）を視察する理由・意義について、ご自由にお書き下さい。

このアンケートの回答を含めて、上流域（県管理区間）の意義と位置付けについて、議論が交わされた。

【委員からの意見・要望】(抜粋)

- ・ 直轄管理区間、県管理区間と管理は分かれているが、円山川を考える時には、円山川の流域全部という理解をまず委員が捉える。最終的には、河川法の枠の中で考えていく必要があり、その枠の中ではどういう管理のあり方があるのかという議論をしていく必要がある。その時に、事前にできるだけ広い範囲で共通理解しておけば、そこから少しずつ抽出され、管理の提案された手法に対して、ある意見が述べられると思う。その時に管理区間等の問題が出てくるかもしれないが、話題として出てきた時にそれはどういう方向で円山川の中で生かしていくかという議論に続けることができれば、決して範囲を広げて議論していくことが無駄ではない。
- ・ 直轄管理区間の問題と思われるが、直轄管理区間の工事をどう進めていくかには、上・中流域を含めて、あるべき姿というものを明らかにしていく必要がある、それを十分に考慮して具体的な工法を考えていく。
- ・ 本委員会は直轄管理区間の河川整備計画に対して意見を述べるという前提はある。しかし、河川というものを考えた場合には、全体の姿をきちっと捉えてから、下流はどうあるべきかという議論が必要であり、その後はじめて意見が述べられる。
- ・ 現地視察だけでは、どうしてもその場その場の現象にとらわれてしまい、関連がわからないので、現在の河川管理のもとになっている整備計画、できれば直轄地域だけではなく、県の管理している部分の計画について、我々の理解できる範囲でまとめていただきたい。

(アンケート結果を含む)

【意見の集約】

管理上別け隔てなく円山川とその流域を考え、流域の全体像を理解した上で、本委員会の対象範囲である直轄管理区間の整備計画を考えてゆく必要がある。

【決議事項】

第7回委員会は県管理区間の現地視察を行う(12月初旬頃を予定)